

1 補助内容

小児慢性特定疾病指定医が勤務する医療機関が、小慢DBにおける医療意見書（診断書）のオンライン登録の実施に向けて、必要な業務システムの改修及びオンライン登録用のPCの購入等に要した経費のうち予算の範囲内で補助を行う。

2 対象医療機関

熊本県が指定する小児慢性特定疾病指定医が勤務する医療機関

3 補助金の額

1 医療機関あたり 最大50,000円（補助率1/2以内）

※算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

4 申請手続きの流れ

	手続きの流れ		提出期限
1	交付申請書の提出	医療機関 → 県	令和5年7月24日（月）必着
2	交付決定通知書の送付	県 → 医療機関	
3	商品購入、システム改修等	医療機関	
4	実績報告書の提出	医療機関 → 県	事業完了後30日を経過した日又は令和6年3月31日のいずれか早い日
5	額の確定通知書の送付	県 → 医療機関	
6	交付請求書の提出	医療機関 → 県	
7	補助金の交付	県 → 医療機関	

5 留意事項

- （1）難病指定医と小児慢性特定疾病指定医双方の指定医が在籍する医療機関については、重複しての補助はありません。（指定難病事業優先）
- （2）補助対象となる経費は補助金交付決定後から令和6年3月31日までに支払った経費です。交付決定前に事業着手した場合は、補助金の対象外となります
- （3）補助金交付申請の際には、経費額についての見積書の添付が、事業実績報告の際には、補助事業に要した経費の精算に関する書類（領収証等）の添付が必要となりますので適切に保管して下さるようお願いいたします。
- （4）本補助金で、取得したパソコン等については、令和5年10月に開始予定の次期小児慢性データベースシステムでの医療意見書の作成に利用してください。